

個人データの越境移転規制 「グローバル対応の事例研究、シンガ ポールにおける規制動向」

2021年1月28日
(DPO協会第2回専門研究部会)

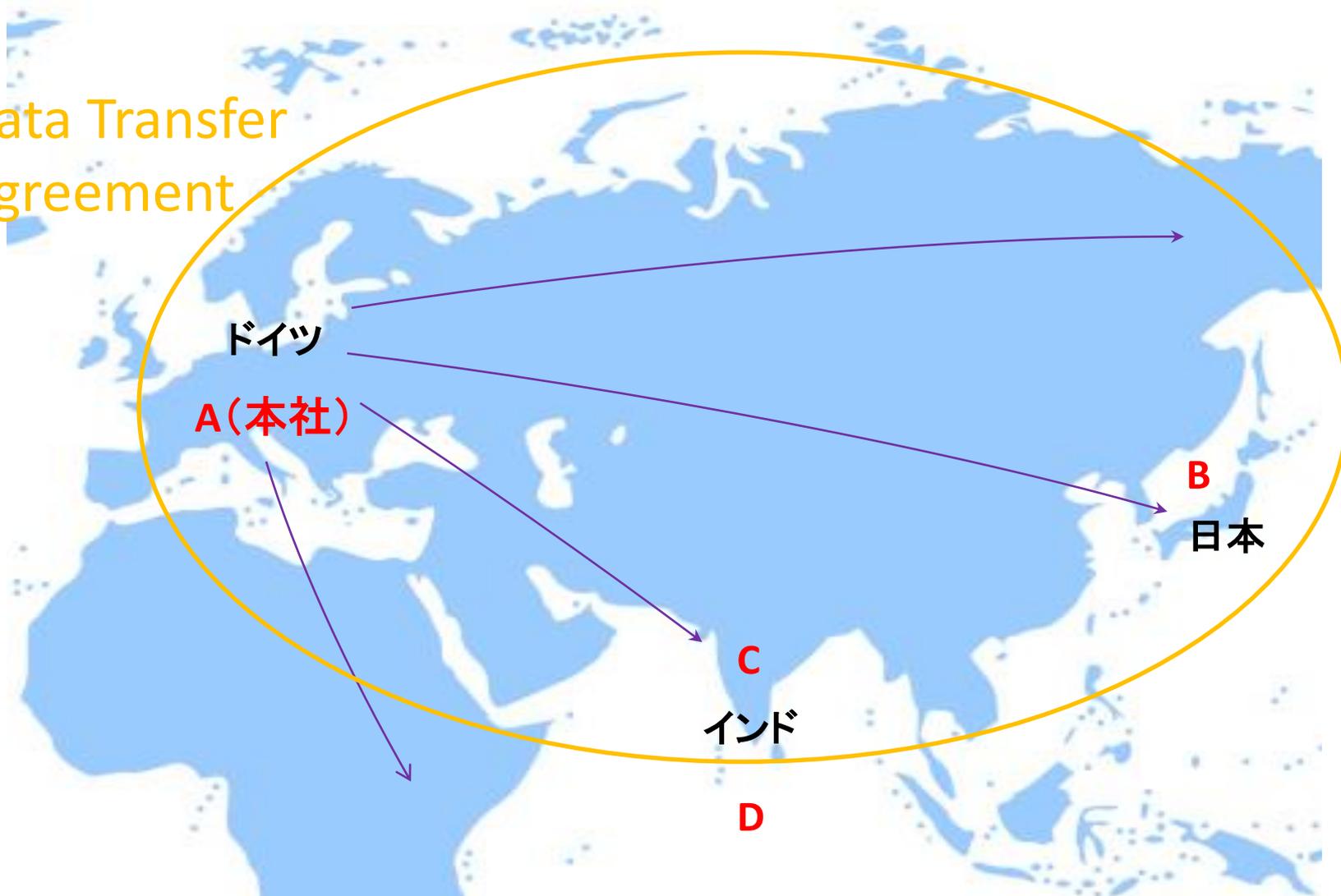
岩田合同法律事務所
弁護士 松田 章良

I 事例研究

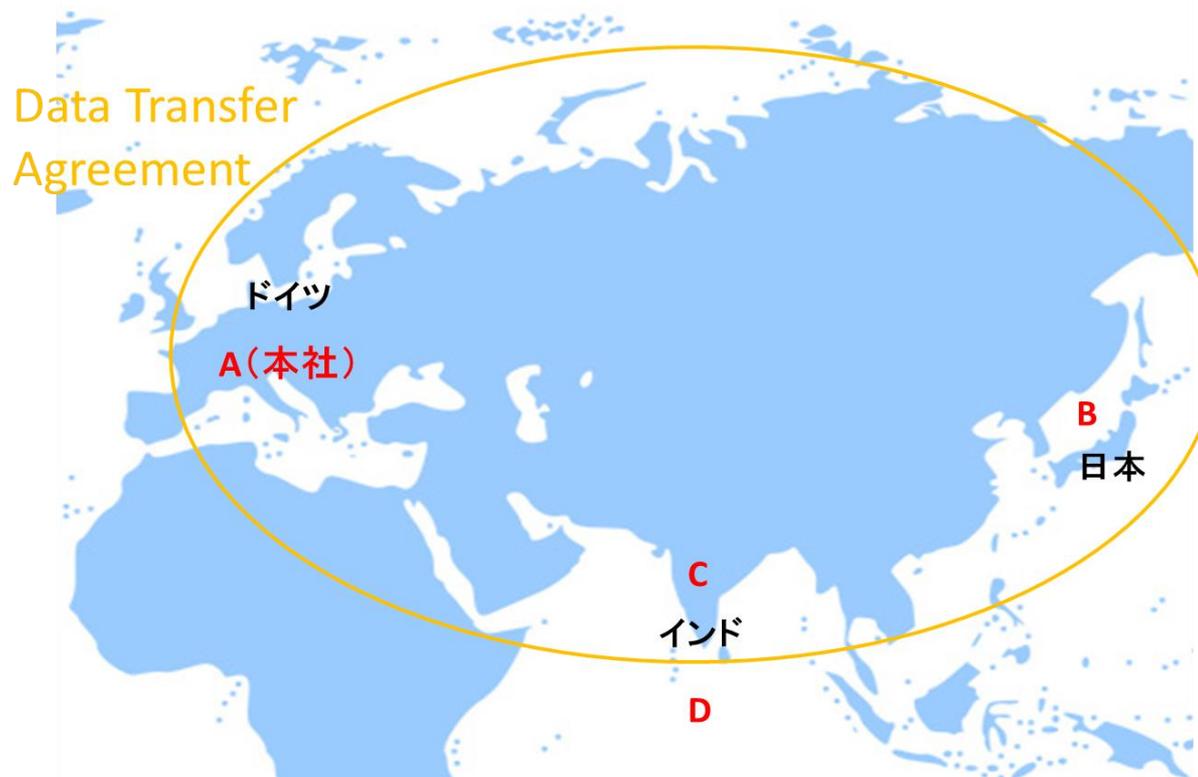
設例

- ドイツに本社を有するグローバルな製造事業者であるAグループは、世界各国にグループ会社を擁するが、日本に子会社B、インドに子会社Cを有している(いずれもドイツの本社Aの直接の100%子会社)。
- Aグループでは、SCCに準拠した、グループ全体をカバーするData Transfer Agreement(DTA)を締結している。B及びCもかかるDTAの当事者である。
- AグループのDTA上、グループ内のEU域内Controller/EU域外Controller間のデータ移転には、EU Commission Decision 2004/915/ECのAnnexのSCC(なお、かかるSCCはAttachment 4としてDTAに添付されている)が適用されるとされている。
- 今般、Bは、Cとの間で、Bの顧客(日本所在のみ)の個人データを共同して利用する予定である。Cによるかかる個人データの取扱いは、処理(Processing)の要素を含むが、独自に分析を行うなど、C独自の利用目的も存在する。
- Cは、インドにあるAグループ外の第三者のIT企業であるDに対して、Bから受領した個人データの取扱いを委託する予定である。DはCとの関係では、Processor(処理者)となる。
- なお、CからBに対して、Bから受領した個人データを加工した、加工後の個人データの移転も想定されている。

Data Transfer Agreement



設問



- この場合に、BからCに対するデータ移転について、法24条の越境移転の要件の遵守はどのように行うのが適切であるか。また、CからDへの移転についてはどのように整理し、実務上どのように対応すべきか。
- また、この場合に加工後のデータのCからBに対する移転についてはどのように整理し、実務上どのように対応すべきか。

検討すべき論点①

B→C、C→Dについて	
B(日本)及びC(インド)による個人データの利用	<p>前提: BからCに移転する個人データは日本に所在する個人のデータのみであり、(GDPRの適用対象となる)欧州個人データは含まないことを前提とする。</p> <p>23条の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> • B→C(同一グループ会社内)の個人データの移転は、委託か、共同利用か? • CがBによる利用目的とは別の独自の利用目的を有している事例 <p>24条の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> • BとCとの間では、AグループのDTA(GDPR準拠)があり、BからCへの移転との関係では原則として24条の要件を充たすと考えられる(次ページ)。
C(インド)→D(インド)の移転	<ul style="list-style-type: none"> • 24条の要件を充たすための、データ移転契約(と同等の条項を含む契約)の締結が必要(越境移転規制(第三国→第三国)) • CとDは、委託元・委託先の関係(C=Controller、D=Processor) • BとCとの間のDTAで、CからDに対する委託先の監督義務が、BとCとの間のDTA上、課されているといえるか? • SCCのひな形上: <ul style="list-style-type: none"> • Controller-ProcessorのAppendix上は、ProcessorからSub-Processorに対する監督義務を定めた条項がある • 他方、Controller-ControllerのAppendix上は、かかる規定が存在しない

法24条の要件(=DTAに規定すべき内容)

法	ガイドライン	措置
15条	4-2-1	利用目的の特定
16条	4-2-2	利用目的による制限
17条	4-2-3	適正な取得
18条	4-2-4	取得に際しての利用目的の通知
19条	4-2-5	データ内容の正確性の確保等
20条	4-2-6	安全管理措置
21条	4-2-7	従業者の監督
22条	4-2-8	委託先の監督
23条	4-2-9	第三者提供の制限
24条	4-2-10	外国にある第三者への提供の制限
27条	4-2-11	保有個人データに関する事項の公表等
28条	4-2-12	開示
29条	4-2-13	訂正等
30条	4-2-14	利用停止等
31条	4-2-15	理由の説明
32条	4-2-16	開示等の請求等に応じる手続
33条	4-2-17	合理的な手数料
35条	4-2-18	個人情報取扱事業者による苦情の処理

当事会社間における個人データの利用の類型

パターン①: 共同利用 - 委託
(本事例研究における想定事例)



パターン②: 委託 - 再委託



DTA Attachment 4 (Controller – Controller Clauses Set II (移転先のControllerがEEA域外に所在する場合))

- Obligations of the data importer
- (x) It will process the personal data, **at its option**, in accordance with:
 - i. the data protection laws of the country in which the data exporter is established, **【本件ではインド法】** or
 - ii. the relevant provisions of any Commission decision pursuant to Article 25(6) of Directive 95/46/EC, where the data importer complies with the relevant provisions of such an authorisation or decision and is based in a country to which such an authorization or decision pertains, but is not covered by such authorisation or decision for the purposes of the transfer(s) of the personal data, **【インドは十分性認定を得ていない】** or
 - iii. the data processing principles set forth in Annex A (Data Processing Principles).
- i. Annex A
 - i. 1. Purpose limitation, 2. Data quality and proportionality, 3. Transparency, 4. Security and confidentiality, 5. Rights of access, rectification and objection, 6. Sensitive data, 7. Data used for marketing purposes, 8. Automated decisions

DTA Attachment 2 (Controller – Processor Clauses)

Subprocessing

1. The data importer shall not subcontract any of its processing operations performed on behalf of the data exporter under the Clauses without the prior written consent of the data exporter. Where the data importer subcontracts its obligations under the Clauses, with the consent of the data exporter, it shall do so only by way of a written agreement with the subprocessor which imposes the same obligations on the subprocessor as are imposed on the data importer under the Clauses. Where the subprocessor fails to fulfil its data protection obligations under such written agreement the data importer shall remain fully liable to the data exporter for the performance of the subprocessor's obligations under such agreement.
2. The prior written contract between the data importer and the subprocessor shall also provide for a third-party beneficiary clause as laid down in Clause 3 for cases where the data subject is not able to bring the claim for compensation referred to in paragraph 1 of Clause 6 against the data exporter or the data importer because they have factually disappeared or have ceased to exist in law or have become insolvent and no successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter or data importer by contract or by operation of law. Such third-party liability of the subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.
3. The provisions relating to data protection aspects for subprocessing of the contract referred to in paragraph 1 shall be governed by the law of the Member State in which the data exporter is established, namely
4. The data exporter shall keep a list of subprocessing agreements concluded under the Clauses and notified by the data importer pursuant to Clause 5(j), which shall be updated at least once a year. The list shall be available to the data exporter's data protection supervisory authority.

委託先の監督義務(法22条)

・委託先に対する適切かつ必要な監督(法22条、通則G3-3-4)

1) 適切な委託先の選定(義務)

- ・通則G別添の安全管理措置に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて予め確認しなければならない。

2) 委託契約の締結(望ましいとされているが、事実上義務であると捉えておくのが保守的)

- ・「委託先における受託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むこと」が望ましい(なお、誓約書・覚書・合意書の形式も可(Q&A4-7))

3) 委託先における個人データの取扱状況の把握(同上)

- ・定期的な監査を行うことその他合理的な方法により、適切な評価を行う必要

4) 再委託の場合

- ・①再委託の相手方・再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、事前の報告又は承認
- ・②自ら又は委託先を通じて、再委託先の監督を適切に実施
- ・③再委託先が法20条に基づく安全管理措置を講ずること、委託先の再委託先に対する監督状況を十分に確認すること

・留意点

- ・委託元が、委託先につ、必要かつ適切な監督を行っておらず、委託先が再委託を行った場合で、再委託先が不適切な取扱いを行った場合、委託元による法違反と判断されうる

検討すべき論点②

C→Bについて

C(インド)→B(日本)の加工データの移転

1. 加工された個人データは元の個人データと区別して規制されるべきか(元データの所有者に加工データを返すだけの行為に規制の必要があるか)?
 - ✓ 別途規制される(Q&A9-8参照)
2. もし、CにとってBが「外国にある第三者」なら、BとCとの間のDTAが、CからBへの移転の関係で24条の要件を充たすかを検討する必要あり
 - ✓ Bは国内の事業者なので、「外国にある第三者」にはあたらない(Q&A9-7)
3. CにとってBは23条の「第三者」。したがって、BとCとの間のDTAが、CからBへの移転の関係で23条の要件を充たすかを検討する必要あり
 - ✓ 共同利用関連事項の通知・公表はBが行っている限り、Cとの関係でも行われていると解釈可能
 - ✓ 加工データの利用が共同利用目的、共同利用データ項目に含まれているか要確認
4. 加工データが匿名加工情報である場合
 - ✓ DTA上の手当は不要
 - ✓ もっとも、Bは匿名加工情報の受領者としての義務(38条)を負う
5. 加工データが統計情報である場合
 - ✓ 手当不要

Ⅱ シンガポール個人情報保護法(PDPA)改正(2021)

1 概要

- Personal Data Protection Act (NO. 26 of 2012)
- 2020年11月2日に議会にて可決。施行日は未定だが、段階的な施行が予定されている。
 - 改正法の主要事項についてのガイドライン([Draft Advisory Guidelines on Key Provisions of the Personal Data Protection \(Amendment\) Bill](#))が、2020年11月20日付で公表されている。これらのガイドラインは法律の施行日と同じタイミングで施行される予定。
 - ①利活用の拡大のための改正(主として、同意取得義務の緩和)、②規制強化(罰則、制裁金の加重、データ漏えい時の対応義務、データポータビリティの義務など)

Ⅱ シンガポール個人情報保護法(PDPA)改正(2021)

罰則の強化
(刑事罰)

制裁金の引き上げ

データ漏えいに係る
義務

データポータビリティ
に係る義務など

テレマーケティング
規制に係る改正

みなし同意規定の導
入

同意取得義務の適
用除外の拡大

Ⅱ シンガポール個人情報保護法(PDPA)改正(2021)

2 改正事項(1)

改正事項	ポイント
(1) 罰則の強化(刑事罰)	<p>下記の行為を、故意又は重過失により(knowing or reckless)行った個人について5000シンガポール・ドル以下の罰金、又は、2年未満の禁錮刑(又は併科)が課されうる(組織の構成員の場合についても同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法令に違反する個人データの提供 ② 不法な収益又は損害を何人かにもたらし目的で行われた個人データの法令に違反する利用 ③ 匿名化されたデータを法令の要件を充たさずに再識別可能な形式に変換した場合
(2) 制裁金の引き上げ	<p>制裁金の金額の引き上げ: (改正前)100万シンガポール・ドル (改正後)100万シンガポール・ドル、又は、当該組織のシンガポールにおける年間売上高の10%のいずれか高い方の金額</p>

Ⅱ シンガポール個人情報保護法 (PDPA) 改正 (2021)

2 改正事項(2)

改正事項	ポイント
(3) データ漏えい発生時の義務	<ul style="list-style-type: none"> ① 自社の管理下にあるデータの漏えいが疑われる場合に、データ漏えいを当局に通知すべきか否か(下記③)を分析・判断する義務 ② Data Intermediary (GDPR上のProcessorに類似)は、個人データの漏えいが疑われる場合、Data Controller又は公的機関に対して、適時に通知する義務を負う ③ 当局に対する報告義務: ①の分析・判断の結果、以下のいずれかに該当する場合には、かかる判断を行ってから3暦日以内に、当局に報告する義務を負う <ul style="list-style-type: none"> i. データ主体に対する著しい損害 (significant harm) の発生、または、そのおそれ ii. データ漏えいの規模が一定以上である場合 (データ主体の数が500を超えることが一定の基準とされている) ④ データ主体に対する通知義務: 上記③iの場合 適用除外 <ul style="list-style-type: none"> i. 企業が講じた是正措置により、著しい損害が生じる可能性が低くなるに至った場合 ii. データ漏えいの対象となった個人データに技術的な措置が施されており、かかるデータの漏えいに伴って、データ主体に著しい損害が生じる可能性が低い場合

II シンガポール個人情報保護法(PDPA)改正(2021)

2 改正事項(3)

改正事項	ポイント
<p>(4) データポータビリティの義務 (詳細事項は下部規則により規定される予定)</p>	<p>一定の要件を充たす場合、データ主体からの要請があった場合には、事業者が保有している、又は、当該事業者が管理している個人データを、一般に読み取り可能な電子媒体の形式で、リクエスト先の事業者に移転する義務を負う。</p> <p>要件の例: データが電磁的記録の形式を取っていること、データのポータリングのリクエストがなされる前にデータが作成されていたこと、当該事業者がデータのポータリングのリクエストを受領した時点で、かかるリクエストを行った個人との間の継続的な関係を有すること、ポータリング先の事業者がシンガポールに拠点を有すること</p> <p>適用除外となるカテゴリーのデータ(例: 事業者の見解を含むデータ、他の個人から受領したデータで一定の要件を充たすもの(derived personal data))、適用除外となる場面(例: ポータリングのリクエストが詐欺的・濫用的な場合)、ポータリングが禁止される場合(例: シンガポールの国益(national interest)に反する場合)など</p>

Ⅱ シンガポール個人情報保護法(PDPA)改正(2021)

2 改正事項(4)

改正事項	ポイント
(5) データの開示請求(及びポーティングのリクエスト)を受け、それを拒絶した場合に、かかるデータを一定期間保存する義務	保存期間は、データ主体からのリクエストの拒絶後少なくとも30暦日、又は、データ主体がPDPC(データ保護当局)、又は、裁判所などその他関係機関に不服申し立てを行い、データの保存が不要になった場合の、いずれか遅い時点まで
(6) テレマーケティング関連の改正	<p>PDPAに含まれるDNC(Do Not Call)条項について、迷惑メールに関するSpam Control Actの内容と平仄を合わせる形で改正。Address Harvesting Software(ウェブ上で、電話番号を検索するために用いられるソフトウェア)の利用、及びDictionary Attack(異なる番号の組み合わせによる電話番号の組成を繰り返し行うことにより、個人の電話番号の特定を試みること)が禁止される。</p> <p>テレマーケティングに関連する規制に違反した場合の罰則が、刑事罰から、PDPA上のその他の条項違反の場合と同様、行政罰に変更される(個人の場合、20万シンガポール・ドル、法人の場合、100万シンガポール・ドル、又は、年間の売上が2000万シンガポール・ドルを超える場合には、当該年間売上の5%)</p>

Ⅱ シンガポール個人情報保護法(PDPA)改正(2021)

2 改正事項(5)

改正事項	ポイント
(7) みなし同意規定の導入(Deemed Consent)	<p>① 契約上必要な場合(contractual necessity)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事業者が、データ主体との間の契約の履行に当たって、合理的に必要な範囲において、個人データの取得・利用・開示に当たって、データ主体の同意があるものとみなされる。 <p>② 利用目的の追加を通知した場合(by notification)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事業者は、データ主体に対して、一定の合理的なオプトアウト期間を含む通知を行うことにより、利用目的を追加することができ、かかる一定期間にオプトアウトがなされない場合、データ主体はかかる利用目的に同意したものとみなされる • 新規利用目的による取得・利用・開示により、データ主体に対して、悪影響が及ぶ可能性が低いことが要件として課されている。悪影響が及ぶ可能性がある場合には、影響の除去・緩和措置を取ることが求められる。 • その他、オプトアウト期間、連絡方法の合理性など、一定の要件を満たす必要がある

Ⅱ シンガポール個人情報保護法(PDPA)改正(2021)

2 改正事項(5)

改正事項	ポイント
<p>(8) 同意取得義務の適用除外の拡大</p>	<p>原則:個人データの取得・利用・開示に当たっては、データ主体の同意が必要(例外:企業再編、雇用管理目的、公に入手可能な情報など(また、法令の適用除外として、Business Purpose Exemption))</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 正当な利益を有する場合 (Legitimate Interest Exception) <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者又は第三者に正当な利益があり、かかる正当な利益が、データ主体に生じる不利益を上回る場合、取得・利用・開示に当たり、同意不要 ・ データ主体に生じる不利益を分析する義務が課される。また、不利益が生じる場合には、かかる不利益が生じる蓋然性を低下させる措置、又は、かかる不利益を除去・緩和する措置を取ることが要件となる。 ・ マーケティング目的の場合には適用されない点に留意が必要。 ② 事業の改善・向上目的での利用の場合 (Business Improvement Purpose Exception) <ul style="list-style-type: none"> ・ 要件:目的達成のため、個人識別性を有するデータを用いる合理的な必要があること、当該個人について個人データを用いることが、合理性を有すること (a reasonable person will consider... appropriate in the circumstances) ・ 例示されている目的:①既存のサービス、製品の改善・拡張 (improving and enhancing)、新規のサービス、製品の開発、②事業者の既存業務の方式・プロセスの改善・拡張、又は新規業務の方式・プロセスの開発、③自社のサービス、製品の利用者の選好・行動分析(特定個人についての分析を含む)、など

講師プロフィール 弁護士 松田章良 (AKIRA MATSUDA)



岩田合同法律事務所パートナー弁護士(2008年弁護士登録)。2006年東京大学法学部卒業、2008年9月長島・大野・常松法律事務所入所。2015年コロンビア・ロースクール(LL.M.)卒業(Harlan Fiske Stone賞)、同年NY州司法試験合格。2015年9月岩田合同法律事務所入所。同年11月よりシンガポールのDREW & NAPIER法律事務所に出向中、現在シンガポール及び日本において勤務。2019年NY州弁護士登録。

シンガポール・日本の両方を拠点に、クロスボーダーの企業取引、紛争及び調査案件を主に取り扱っているほか、東南アジア地域を中心として、日本企業の海外進出・展開に係る案件を多く担当している。また、日本・シンガポール・EUにおけるデータプロテクション(個人情報保護)に係る案件を多数取り扱うほか、AIやフィンテック分野を含む先進的なデータの利活用に係る案件を専門とする。

《最近の著作》

[Data Protection 2nd Edition Country Comparative Guide](#) (Legal 500)

[Global Data Review- Handbook 2020](#) (Law Business Research)

[Data Privacy & Transfer in Investigations](#) (Global Investigations Review (Law Business Research))

[Global Legal Insights to: AI, Machine Learning & Big Data 2020](#) (Global Legal Group)

[Why AI is the future of Cyber Security](#) (ICLG Cybersecurity 2020) (Global Legal Group)

[Corporate Investigation \(Japan\)](#) (ICLG Corporate Investigations 2020) (Global Legal Group)

GTDT- Cloud Computing 2021 (Law Business Research)

《連絡先》

岩田合同法律事務所

TEL: +81 3 3214 6282

E-MAIL: amatsuda@iwatagodo.com

Drew & Napier法律事務所

TEL: +65 6531 4112

E-MAIL: akira.matsuda@drewnapier.com